

平成22年度第7回景観審議会議事録（議事要旨）

1 開催日時 平成22年11月19日（金） 午前10時～正午

2 開催場所 浦安市文化会館第1会議室（3階）

3 出席者

（委員）窪田亜矢会長、城戸夫巳枝委員、矢ヶ崎美奈委員、本間勝委員、佐久間康富委員、
浅川潔委員（欠席：高木行雄副会長、吉原彰委員、佐久間清委員）

（事務局）都市整備部：次長遠藤徳男、係長高橋亮一、土久菜穂、谷川愛子

4 議題

(1) 景観重要建造物、樹木、公共施設の指定の検討について

(2) 景観まちづくり活動の支援の検討について

(3) その他

- ・都市計画マスタープランの見直しについて
- ・審議会の開催予定 など

5 議事の概要

(1) 景観重要建造物、樹木、公共施設の指定の検討について

景観重要建造物、樹木、公共施設の指定の検討について説明がされ、意見交換を行った。

(2) 景観まちづくり活動の支援の検討について

景観まちづくり活動の支援の検討について説明がされ、意見交換を行った。

(3) その他

都市計画マスタープランの見直しについて報告がされた。その後、次回の日程、視察についての予定が報告された。

6 会議経過

(1) 景観重要建造物、樹木、公共施設の指定の検討について

事務局から、景観重要建造物、樹木の指定の検討について説明がされ、その後、意見交換を行った。主な内容及び意見は、以下のとおり。

【景観重要建造物、樹木、公共施設の指定の検討について】

- ・指定の仕方を2段構成とし、段階を踏む方法はよい。
- ・公募する場合、初期は候補が集まりやすいが継続をしていくことが難しい。
- ・指定をすることで、風景や景観を保全していく意志を示すのはよい。
- ・全国で建造物・樹木指定をしている絶対数は少なく、指定してあるものについては歴史的要素が大きい。浦安は新しく、特徴のある都市であるため、新しい指定の仕方を考えるのがよい。
- ・みどりのマスタープラン、環境関連の条例などとのつながりや兼ね合いを考えた上で、最終的に景観条例の規制で保護をかけるのが、自治体にとってやりやすい形ではないか。
- ・指定をすることそのものが目的ではなく、景観資源をどうやってマネジメントするかが重要。また、指定をするには明確な判断基準・運用、仕組みなどを考える必要がある。

【景観重要建造物の指定】

- ・デザイン性を重視した指定をするのはよいが、明確な基準が必要になる。
- ・浦安は歴史的な建造物の数は少ないが、その中でも価値が高いものを市で買取るのはよい。

- ・建造物は指定をすると変更してはいけないなど縛りが厳しくなるため、指定すること自体難しい。積極的に指定を進めていく必要はあるか。
 - ・具体的に何件の指定を想定しているか。
- 件数は決めていないが、本当に親しまれているもののみを積極的に指定していくつもりである。
- ・指定制度があれば景観まちづくり活動のツールとして市民の活動も活気づくため、上手く運用される制度になればよい。
 - ・民間の建物については、所有者は公表されるのを嫌がることが多く、市民投票による指定だと弱い。きちんとした審査を踏まえた上で重要と認められたものでないと公表をするのは難しいのではないか。

【景観重要樹木の指定】

- ・小学校などにあり、地域に親しまれている樹木を指定するのはよい。
- ・保存樹木助成制度とリンクをはかっていくとよい。浦安は歴史的なものが少ないため、その景観を考えた上で独自の指定の仕方を考える必要がある。
- ・浦安は都市エリアに入るので、樹木指定・保全に際しては、景観だけでなく環境の面（低炭素社会等）からみても指定を考える要素にはなる。
- ・市民の寄付によるマイツリーなどの樹木で、通りの景観をつくっていくとよい。
- ・指定はされなくてもオープンガーデンなども重要な景観資産であり、ともに大切に方法方法を考える必要がある。

事務局から、景観重要公共施設の指定の検討について説明がされ、その後、意見交換を行った。主な内容及び意見は、以下のとおり。

【景観重要公共施設の指定】

- ・管理者が異なるものを一緒に指定するのは市が主導権を取れる上手なやり方である。
- ・公共の施設を指定するのは効果的であるため、早く指定がされるとよい。
- ・道路などを指定する場合は、その沿道についてもガイドラインを設けることが重要である。
- ・鳥瞰図などの風景・イメージはわかりやすいため、市民の方と議論する場合に使うと指定をするのに幅が広がるのではないか。
- ・建物個々の基準は緩やかにしかつけれないが、大事な風景が守られるよう、おかしなものは排除する基準は設けておくべきである。

(2) 景観まちづくり活動の支援の検討について

事務局から、景観まちづくり活動の支援の検討について説明がされ、その後、意見交換を行った。主な内容及び意見は、以下のとおり。

- ・活動をする際、公共の土地はどこが管理しているかわからないことがある。活動支援を担当する窓口があるとよい。
- ・マイツリーのような寄付による樹木で、通りの景観をつくるのに使える制度があるとよい。
- ・全国にある記念植樹活動のように、お祝いなどで公園等に樹木を植えてもらうやり方は面白いし緑も増え、地域への親しみも出てよい。

- ・景観条例事前協議の案件で出来のいいものを表彰するとよい。表彰は金額もかからないものだし、成果を称えてあげるのは大切。また他への影響もあるため、表彰に加えPRしてあげることも大事である。ただ表彰基準を明確にすることが必要。
- ・市民活動補助金制度・アドバイザー制度など、すでにあるものの景観版をつくるのは難しい。市民にとっては目的に合わせて使える幅のある制度の方が使いやすくよい。表彰・活動参加支援・景観形成に資する事業への助成については、景観をテーマとして仕掛けやすい。
- ・アドバイザー制度については、建築・緑などトータルで、まちづくり活動への派遣、助成ができるものがあるよい。
- ・アドバイザー・活動団体助成制度については、新しいツールを作るというよりも、行政の横の連携をしっかりとすることが必要ではないか。
- ・市にある支援制度があまり知られていないので、ホームページで広く周知することは大事。
- ・環境行政と都市行政は組織が分かれているので、連携をとり制度を作っていくてほしい。

(3) その他

事務局から、都市計画マスタープランの見直しについて報告がされた。

その後、次回の日程、視察についての予定が報告された。

- ・第8回：平成23年2月21（月）10:00～ 視察（茅ヶ崎市）

問い合わせ先 都市整備部都市政策課都市政策班 電話 047-351-1111（内線）1978